

志賀町移住定住促進賃貸住宅家賃助成金の申請について

志賀町では、移住・定住の促進により地域の活性化を図るため、町外から転入し、民間賃貸住宅に入居する世帯に対し助成金を交付します。申請する場合は、下記をお読みいただき、必要な書類を添えて提出して下さい。

対象者

民間賃貸住宅に入居する転入世帯で、町内又は町外で就業をしている方が対象です。ただし、申請時点において以下の条件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

※当該補助金において、申請者・請求者・口座名義は同一でなければなりません。

<補助の条件>

下記の全ての項目を確認し、□にチェックしてください。全て☑が入る方が対象者です。
(No. 11 以下は該当者のみ☑)

No.	はい	項目
1	<input type="checkbox"/>	申請者は一戸建て住宅(兼用住宅を含む)又は共同住宅で、下記の(1)~(5)の要件を全て満たす民間賃貸住宅に居住している。(第2条)
	(1)	<input type="checkbox"/> 公営住宅等の公的賃貸住宅でない。
	(2)	<input type="checkbox"/> 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅でない。
	(3)	<input type="checkbox"/> 6親等内の親族が所有する住宅でない。
	(4)	<input type="checkbox"/> 住宅の間借りでない。
	(5)	<input type="checkbox"/> 他の者と家賃を按分し居住する住宅(シェアハウス)でない。
2	<input type="checkbox"/>	民間賃貸住宅に住所を定めた日(住定日)において、世帯主及び同一世帯員が転入後1年以内であり、かつ同居人の中に本町出身者はいない。(第3条) ※本町出身者 本町に転入する以前に本町に居住したことがある者をいう。
3	<input type="checkbox"/>	民間賃貸住宅の住定日において申請者は18歳以上55歳未満である。(第3条)
4	<input type="checkbox"/>	申請者は次の(1)又は(2)に該当する就業者等である。(第2条、第3条) 【(1)又は(2)のうち該当する方に☑してください。】
	(1)	<input type="checkbox"/> 下記のア~オの要件を満たす正規雇用の町内企業就業者又は町外企業就業者等で、公務員でない者である。 【ア~エ は全員、オ は該当者のみ☑してください。】 ※町内企業 雇用保険法に規定する適用事業の事業主が本町の区域内に有する事務所・事業所 ※町外企業 雇用保険法に規定する適用事業の事業主が本町以外の区域に有する事務所・事業所

		ア	<input type="checkbox"/>	期間の定めのない雇用である。
		イ	<input type="checkbox"/>	事業主に直接雇用されている。
		ウ	<input type="checkbox"/>	1週間の所定労働時間が30時間以上である。
		エ	<input type="checkbox"/>	雇用保険の被保険者である。
		オ	<input type="checkbox"/>	健康保険法に規定する適用事業に該当する事業主に雇用されている場合は、健康保険に加入している。
	(2)	<input type="checkbox"/>	下記の ア または イ のいずれかに該当する起業者である。	
		ア	<input type="checkbox"/>	事業を営んでいない者が新たに個人事業を開業し、個人事業の開業届出書及び青色申告承認申請書を提出した者
		イ	<input type="checkbox"/>	事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、法人税法第148条及び法人税法施行規則第63条に規定する法人設立届出書を提出した者
5	<input type="checkbox"/>	<p>申請者は、継続して同一の企業に就業等をしている。ただし、以下の①又は②の場合はこの限りでない。(第3条)</p> <p>①別の町内企業又は町外企業に転職し、転職先の雇用形態が正規雇用かつ退職日から転職先の企業に就業する日までの期間が1か月以内である場合。</p> <p>②町内企業又は町外企業を退職し、退職日から1か月以内に起業者の要件に該当する起業を行う場合。</p>		
6	<input type="checkbox"/>	入居者のいずれかが民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結している。(第3条)		
6	<input type="checkbox"/>	申請者は民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し(兼用住宅を除く)、若しくは転貸し、又は使用权を譲渡していない。(第3条)		
7	<input type="checkbox"/>	入居者以外の者が同居していない。(第3条)		
8	<input type="checkbox"/>	入居者のいずれも会社から住宅手当を受けていない。(第3条)		
9	<input type="checkbox"/>	入居者が町税、町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納していない。(第3条)		
10	<input type="checkbox"/>	申請者は志賀町ふるさと就業祝金交付要綱又は志賀町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の補助金の交付対象でない。(第3条)		
11	<input type="checkbox"/>	申請者が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に定める在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者である。(第3条)		
1年目の申請者はNo.12、13、14の全てに該当すること(第4条、第6条)				
12	<input type="checkbox"/>	申請者は民間賃貸住宅の住定日から1年以内に交付対象者の要件(No.1~10)を満たしている。		
13	<input type="checkbox"/>	申請者は補助対象期間のうち、1年目(12か月分)の家賃の支払いが完了している。		
14	<input type="checkbox"/>	申請者は1年目の家賃の支払いが完了した日から3か月以内である。		

補助対象期間

- ・ 交付対象者の民間賃貸住宅の住定日の属する月の翌月から起算して連続した3年間とします。ただし、住定日が月の初日のときは、その日の属する月から起算して連続した3年間とします。
- ・ 民間賃貸住宅の住定日の属する月の翌月以降（住定日から1年以内）に交付対象者となった場合は、その日の属する月から起算して連続した3年間を補助対象期間とします。
- ・ 補助対象期間において、民間賃貸住宅の退去又は離職等により交付対象者に該当しなくなった場合は、その日の属する月までを補助対象期間とします。

※補助対象期間が1年に満たなかった場合は、交付の対象となりません。

助成金の額

○町内就業者等の世帯

家賃支払額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）で、20,000円を限度。

○町外就業者等の世帯

家賃支払額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）で、5,000円を限度。

※町内就業者等 次のいずれかに該当する方

ア 町内企業に正規雇用で就業する者

イ 起業者で、所得税法第299条に規定する個人事業の開業届出書に記載されている事業所等の所在地又は法人設立届出書に記載されている本店又は主たる事務所の所在地が町内である者

※町外就業者等 次のいずれかに該当する方

ア 町外企業に正規雇用で就業する者

イ 起業者で、所得税法第299条に規定する個人事業の開業届出書に記載されている事業所等の所在地又は法人設立届出書に記載されている本店又は主たる事務所の所在地が町外である者

申請期間

補助対象期間	交付申請兼実績報告書の申請期限
1年目	1年目の補助対象期間の家賃の支払いが完了した日から3か月以内
2年目	2年目の補助対象期間の家賃の支払いが完了した日から3か月以内
3年目	3年目の補助対象期間の家賃の支払いが完了した日から3か月以内

申請方法

「補助金等交付申請兼実績報告書（様式第1号）」に必要な書類を添えて、震災復旧復興創生室（志賀町役場本庁舎3階）へ直接提出してください。

上記の申請書や◎の添付書類は、震災復旧復興創生室で配布しております。

- ◎事業報告書（別紙その1）
- ◎町税納付状況調査同意書（別紙その2）
- ◎家賃を支払ったことを証明する書類（別紙その3）又は家賃の支払いを確認できる書類
- ◎補助対象チェックシート（別紙その4）
- 民間賃貸住宅の契約書の写し
- 住民票の写し（入居者全員のもの）
- 戸籍の附票（初年度のみ、入居者全員のもの）
- ◎就業証明書（様式第2号）
- 健康保険被保険者証の写し（健康保険被保険者のみ）
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 個人事業の開業届出書及び青色申告承認申請書の写し又は法人設立届出書の写し（起業者のみ）
- その他町長が必要と認める書類

《申請書と同時に提出可能》

- ◎補助金等請求書（様式第4号）
- 振込先の預金通帳等の写し

申請から交付まで

- ①民間賃貸住宅の賃貸借契約を結ぶ
- ②民間賃貸住宅に住所を移動する（転入日から1年以内）
- ③交付申請兼実績報告書の提出（補助対象期間の家賃の支払いが完了した日から3か月以内）
※申請期間参照
- ④申請書の審査後、交付決定の場合、交付決定兼額確定通知書を送付
- ⑤補助金等請求書の提出（交付決定後20日以内）
- ⑥ご指定の口座に振込

問合せ・申請書提出先

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室（本庁3階）

TEL：0767-32-9301（直通） E-MAIL：iju@town.shika.lg.jp